

双葉町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町規則第 1 6 号

双葉町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

双葉町会計年度任用職員の給与に関する規則（令和 2 年双葉町規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給
事務員	高校卒	1	1	1	30
施設用務員	高校卒	1	1	1	30
学校用務員	高校卒	1	1	1	30
労務員	高校卒	1	1	1	30
作業員	高校卒	1	1	1	30
運転員	高校卒	1	1	1	30
生活支援員	高校卒	1	1	1	30
町税等徴収嘱託員	高校卒	1	1	1	30
介護認定調査員	高校卒	1	1	1	30
特別支援教育支援員	高校卒	1	1	1	30
学芸員	短大卒	1	1	1	30
技術員	短大卒	1	1	1	30
看護師	短大卒	2	1	2	44
保健師	短大卒	2	1	2	48
薬剤師	大学卒	2	25	2	80

附 則

この規則は、公布の日から施行する。